

グループホーム・ケアホーム利用の際の家賃助成に係るQ & A

問1 グループホーム等に係る補足給付の対象費用は、家賃以外も認められるのか。

(答)

今回のグループホーム・ケアホーム入居者に対する特定障害者特別給付費（補足給付）は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第34条第1項において、共同生活住居における居住に要した費用と規定されており、具体的には家賃のみを対象としている。

光熱水費、日用品費、その他の日常生活費など家賃以外の費用については、特定障害者特別給付費（補足給付）の対象とはならない。

(参考)

介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないことから、共益費などといったあやふやな名目の費用の徴収は認められない（「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日付け障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知））。

問2 20歳未満の障害者について、所得要件は設けられるのか。

(答)

グループホーム等に係る補足給付については、年齢に関わりなく、低所得（市町村民税非課税）の世帯又は生活保護世帯に属する障害者を支給対象とすることとしている。

問3 施設入所者が、グループホーム等の体験利用をする場合、施設入所に係る補足給付とグループホーム等に係る補足給付の併給は可能か。

(答)

補足給付についても、基本報酬と同様に取り扱われることとなる（「平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ & A（VOL.2）」問13-3参照）。

したがって、それぞれの支給要件を満たす場合は、いずれも支給して差し支えないが、入所施設とグループホーム等が同一敷地に存在する場合、又は隣接若しくは近接する場合であって相互に職員の兼務等が行われている場合は、施設入所に係る

補足給付は入居の日は算定され、退居の日は算定されないことに留意されたい。

(参考)

施設入所者が、地域生活への移行へ向けて、グループホーム等の体験的な利用を行う場合にあっては、当該体験利用を行っている間について、入院・外泊時加算を算定することができ、当該加算を算定する日においては、施設入所に係る補足給付の算定が可能である(「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知))。

問4 法定代理受領による場合、月の中途に、グループホーム等から別のグループホーム等に移った場合の補足給付の取扱いはどのようにすべきか。

(答)

グループホーム等に係る補足給付は、実際に支払った家賃の額と1万円のいずれか低い方の額を支給することとしている。

このようなケースにあっても、それぞれのグループホーム等において実際に支払った家賃の額の合計額と1万円のいずれか低い方の額が、先に利用していたグループホーム等と移った先のグループホーム等に支払われる補足給付の額の合計額となる。

この場合の支給手続としては、法定代理受領による場合、例えば先に利用していたグループホーム等から優先して支給し、支給する補足給付額に残余があれば、これを移った先のグループホーム等に支給する方法が考えられる。